ポジウムで充実した検討、

はじめに、個人情報保護制度の制定と地方自治体の先進性。

これは、

個人情報保護制度については地方自治体が先

についてより深く広く考えていただく機会となれば幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議論ができればと考えています。また、ご参加いただいた皆さまにとって、個人情報保護

2 第 1 部

1 基調講演 「個人情報保護条例の改正と地方自治

森田 明 (弁護士)

いて議論をするということですが、私としては、それ以前の割と大きなところからの話が中心になるかと思います。 今日お話しする内容は、大きく言えば4点です。 森田です。よろしくお願いします。今日のこのシンポジウムは、全体としては、条例対応を巡る具体的な論点につ

になってきておりまして、改めて自治体の先進性とはどういうことであったのかということを振り返ってみたいとい 進的に取り組んできたことは一般的にいわれているところですけれども、今回はどうもそれが否定されるような事態 うことがありまして、実はこの部分が比較的比重が大きいということになります。

その上で、二〇二一年の個人情報保護法改正 の内容

す。 そして、改正を踏まえての個人情報保護委員会のやってきた役割と問題点を指摘するということになるかと思いま

最後に、 改正に向けての地方公共団体の対応について、知っている範囲で紹介します。

5

そこで、 個人情報保護制度が作られてきた経過について、だいぶ昔からの話になりますが、 改めて振り返ってみた おります。

入されたことをきっかけに、 いと思います。そもそも日本で制度化が始まったのは、一九七○年代半ば以降、 基礎自治体の中で個人情報保護条例が作られていくようになった、こういう流れがあります。 個人情報保護についての関心が高まってきました。 そういう中で、 当時、 自治体にコンピューターが導 国立市等をはじめと

ます。 す。この提案内容については、 に報告書を出しております。この研究会の報告書は、 められまして、 5原則というものを提案しまして、 人情報保護の仕組みの基準になっていくことになります。これを受けまして、日本でも個人情報保護制度の検 そうするうちに、 当初 は行政管理庁の中に、プライバシー保護研究会というのが設けられて、 九八〇年の九月に、 当時進行中であった各地の個人情報保護条例の策定に寄与していったと言われており 官民共通の原則としての個人情報保護制度の在り方というものを提案しておりま いわゆる〇ECDの8原則が提案されまして、これがその後、 概ねOECD8原則を踏まえ、ただ、それをもう少し整理して、 そこが一九八一 玉 年の七月 討が始 的 な個

玉 八七年の一月に報告書を提出しております。この報告書の内容、あるいは、そもそもこの研究会の課題とされたのが、 務庁の中に設けられます。行政機関における個人情報の保護に関する研究会というのがつくられまして、そこが一九 [の行政機関の保有する電算機処理に係る個人情報、それについての保護方策を検討するというところから始まって ところが、 国との関係でいいますと、この報告書がそのまま受け入れられずに、 その後また別の研究会が今度は総

る個人情報の保護に関する法律、 の報告書を受けまして、一九八八年の一二月に、まさにそういう内容の行政機関の保有する電子計算機処理に係 今は旧行個法といわれたりしていますけれども、 この法律が成立します。

それに対して、 地方自治体のほうは、それとは別に条例制定が進んでおりまして、条例制定の一つのエポックとし 工夫をして、

独自性を持った条例を作っていったというふうに考えています。

県も含めた全国の自治体での制度化が進みます。 て、 九九〇年の三月に神奈川県が都道府県で初めて個人情報保護条例を制定しました。これを機会にその後都道府

での 法の影響はほとんど受けずに、それまでの準備の流れに乗っかって、それ以前のいろんな自治体の条例を元にした形 とハラハラしながら見ていたところがあります。つまり神奈川県がこの国の旧行個法のような方向に流されて、そう いう方向の条例になってしまうのではないかということを心配していたのですが、このとき神奈川県は、 神奈川県が条例制定の準備を進めていく中で、 この当時、 個人情報保護条例を作っていったという経過があります。 つまり一九八八年とか九○年のころは、私もまだ若く、外野からその動きを見ていたのですけれども、 国の方がスッと法律化してしまったという感じがありまして、 この旧行個

がそのままずっと残っていくということになっていったと思います。 ほかの自治体がみんな右に倣えで作ったという感じではなく、 そういう意味で、このときにできた行個法と神奈川県の条例は、 神奈川県内の状況について言いますと、これはやや主観的な印象になるのですが、決してこの神奈川県の条例に、 神奈川県の条例制定後も、 あまり接点のない形で出来上がった制度で、それ いろんな自治体がそれぞれ

た条例を作ってきたということが言えるのではないかと思います。 、たとか、そういったことがありまして、神奈川県のような考え方を一つベースにしながら、 逗子市もそうですし、 横浜市も横浜市独自路線で行きましたし、 藤沢市などはもっと先に条例を作 それぞれ独自性を持つ つて

7 例が制定された当時のそれぞれの制度の違いというものを見ておくことに意味があるのではないかというふうに考え 国 制度への統一化という流れを考える上で、この出発点としての、この旧 行個法制定当時、 あるい は

民間事業者に対して直接規制というのはなかなか難しいのですが、いろいろ工夫をして、指導していこうというよう 一つは、対象の範囲、 条例の方が対象が広いということです。議会も対象にしているところが多いです。

な規定が設けられています。

られて、その後もずっとそのまま来ているということがあります。 た形で対象にするというのが条例の考え方ですが、 の個人情報ということしか対象にしていないので、 また、 情報の種類についても、電算情報だけではなくて、紙情報、いわゆるマニュアル情報といったものも合わ 議会とか、その他の機関というのは想定していない形の法律が作 旧行個法の考え方は、まず、そもそも議論の出発点が、

発点で議会も含めた総合的な制度にするのかどうかというところでの食い違いがあって、 自律性に任せますとか言うのですが、自治体にとっては、非常にこれは厄介な問題になっているわけで、そもそも出 このために、今になって、行政機関の規定を条例に適用する場合に、議会がはじかれてしまうわけですね。 その食い違いが今も残って

きて初めて民間事業者への規制ができることになっていくわけです。 民間事業者への規制ということで言えば、国が法律としてこれを実現するのは、二〇〇三年に個人情報保護・

いるがために生じている問題だと言えるかと思います。

はオンライン結合の制限といったもので、目的外利用・提供の制限については、 外条項で対応し切れないところについては、第三者機関である審議会を設けて、その審議会の意見を聴くと、 う制度を設けています。 それと、 自治体の条例の特色としては、一定の取り扱い制限の規定を設けて、 センシティブ情報の取り扱いの制限、 本人外収集の制限、 それに対して例外条項を設ける。 旧行個法から規定はありましたけれ 目的外利用 提供 0 制 限 そうい あるい

ります。

な監督機関が設けられたわけですけれども、それ以前は全くそういった機関は想定されていなかったということにな は、 も第三者機関としての審議会というものは全く想定されていなかった。第三者機関である監督機関が設けられるの なおかつ、 個人情報保護委員会が二○一五年改正で設けられて、それによって初めて民間事業者に対する関係での第三者的 ほかの点については、 審議会の関与による対応ということについては、これは法律では全然考えていなかったわけで、そもそ 明示的にこういった観点からの取り扱い制限規定というのは置かれていないわけですね。

とか情報公開といった機能を果たしてきたと言えるのではないかと思います。逆に言うと、国の場合はそういう場が なかったということになります。 本的に会議は公開されるという仕組みですので、そういう意味では、個人情報の取り扱いについての住民参加 それと、 自治体の審議会というのは、 有識者だけではなくて、住民代表も含む構成になっていまして、 なお かつ基 である

要が高 すが、 初は 用除外にしているということで、実質的な権利保障の範囲は極めて狭い形で出発しています。 次に権利保障の範囲という問題ですけれども、 上請! かったと思われる医療とか教育の分野について、 旧行個法の中では権利として保障していたのは開示請求だけでありまして、 求といっていましたけど最近で言うところの利用停止請求ですか、 条例上の権利として、割と早い時期から開示請求、 あと刑事手続でしょうか、そういう分野については丸ごと適 そういったものが規定され しかも、 開示請求の中でも一番需 訂 正請求 ってい たの 最 で

その自治体にふさわ れたかどうかという点においても、 自治体については、 しい制度を作ろうよ、ということで取り組みがされてきたわけで、そういった開かれた議論がさ 条例の制定過 条例と国の取り組みとではだいぶ違いがあったと思います。 程で、 各地域の中で審議機関を設けて、そこに住民代表も入って議

正されることになります。

五法というのが成立しまして、ここで個人情報保護法が成立をしますし、 そんな形で出発をしたわけですが、その後の経過を見てみますと、二〇〇三年の五月にいわゆる個人情報保護関連 行政機関個人情報保護法もだいぶ大きく改

ながら、 この後議論されますけれども、要配慮個人情報の取り扱いなどを見ると、要配慮個人情報という概念を導入しておき 自治体との格差というのはなかなか埋まっていないのではないかと考えておりました。 保護法の改正も行われるわけですが、しかし、やはり保護水準は国は自治体に追い付いていないのではないか。 さらに、二〇一五年の九月に個人情報保護法の大きな改正がありまして、それを追いかける形で行政機関個 国の行政機関個人情報保護法では、それに基づく規制というものを全然しないとか、そういう姿勢を見ても、

のが、 活用の観点から、匿名加工情報というのが民間に導入されまして、国の行政機関については、 よというふうに通知を出して推進するのですが、これはさすがに難しいよということで、ほとんどの自治体はこれに 応じてこなかったという経過があります。 もう一つ、この時期からの問題としては、利活用が強調されるということがあります。この二〇一五年改正で、利 同じ内容と言っていいと思いますけれども、 導入されます。このとき、 国は非識別加工情報を自治体も導入せ 非識別 加工情報という

てい はないか、みたいな雰囲気が作られ、 護制度を持っているということが個人情報の流通の阻害要因になっていると言われるようになります。 二〇二一年の法改正はそれを受けて、ということになるのですが、ただ、そこに至る過程がやや唐突な進行であっ そういう意味で、利活用ということが積極的にいわれるようになるけれど、どうも自治体が追い付いてこないので るのだから、 何とかしなくてはいけないという、そういう問題提起がされるようになります。 なおかついわゆる二○○○個問題、 つまり自治体がそれぞれ別々の個人情報保 利活用を妨げ

ということになりまして、見直しが進められて二〇二〇年に事業者に対する規制を強化する法改正が行われます。 たというふうに考えています。この二〇一五年改正のときに、 個人情報保護法については3年ごとに見直しをしよう

急な流れになっていきまして、その翌年二〇二一年の五月にいわゆるデジタル改革関連法の一環として個人情報保護 その次の課題としては、二〇〇〇個問題が議論されるのであろうということは想定されていたのですが、しかし、

法の大幅な改正が行われることになります。

ポで法改正がされたことになります。その法改正の流れの中で、二○○○個問題解決のための個人情報保護法改正も 新しい内閣の大きなテーマとして、デジタル社会推進ということが打ち上げられまして、それに基づき非常に急テン 一気に進められてしまった印象があります。 この間、二〇二〇年に個人情報保護法を改正した後に、安倍内閣から菅内閣に交代するということがありまして、

内容をきちんと議論して、どういう線で標準化するのかということを本来議論しなければいけなかったのでは まおうという、基本的にそういう発想での改正になってしまったと。そこにいろいろな無理が生じているように思い と思うのですが、そういうことが十分にされずに、 .の標準化という議論についてはあながち否定できない面はあるのですが、 国の行政機関の規定を一気にそのまま全ての自治体に適用 標準化というのであれば、 もう少し ない してし

いうことになって、これに向けての条例の見直しということが今求められてい この二〇二一年五月の改正は、2段階になっていまして、 自治体に対する部分が施行されるのは二○二三年四月と 、ます。

ます。

ていたと。特に地方公共団体については、各団体別に個人情報保護条例を持っていて、 この二〇二一年改正の内容ですが、改正前の制度では、分野ごとに法律が分かれていたし、 独自にそれを運用していたと 所管する官庁も分かれ

むということになりました。

れをもうシンプルにしようと、 いうことなので、これは非常に複雑であると。 統一化しようということになりまして、 利活用の点からすると、これは困るのだということになりまして、こ 新個人情報保護法というものに全てを取り込

って、それに地方公共団体も乗っかってもらうよという、そういう一連のルールがあります。 ただ、全て同じ規律を適用するのかというと、そうではなくて、 行政機関については、 国の行政機 関 0) ル ル

というふうに私は言うのですが、そういう形の法律になっています。 たわけですけれども、 する規制の規定を引き継ぐということになっていまして、ですから、2つの法律、 それに対して、民間事業者というカテゴリーがありまして、これは実は改正前の個人情報保護法の民間事業 実は中身を見ると、民間事業者と行政機関とでは別々のルールが適用されている。 まあほかの法律も含めて、 2世帯同居

ない形になっています。 になっていまして、 なおかつ、いわゆる医療分野、学術分野については、それぞれ折衷したような形の独自の規律を設けるということ 実は統一といっても、大きくいって、3つのレベルに分かれているわけで、なかなかすっきりし

はないかという問題が残っているように思われます。 ではないかと思います。つまり、 特に、民間事業者と行政機関が大きく分かれたままになっているということは、統一した趣旨からいっても、 結果として、行政機関に対する規律が実質的に緩いままになってしまっているので 問題

そして、次に各地の条例をどうするかという問題について言いますといわば優等生の自治体があって、 高さが足りないところ、出っ張っているところ、 規律そのものがないところもあるのだと。こういう凸凹はよくないということになってしまって、 横にはみ出しているところとか、 今いろいろあるのだと。 共通ルール それに対し また、

を設定して、この優等生の自治体と同じような制度をほかの自治体でも作っていくのだ、 そういったものを作っていくということです。 共通ルールを適用すること

に書いてあることは、これは実は改正前の法律からそれほど変わってはいないのですが、地方公共団体は、この法律 でその自治体が責任を負わなくてはならないということは明記されているわけです。 務を有する」という規定があるわけで、 の趣旨にのっとり、 る上で指摘したいこととして、まず、改正法の中の地方公共団体の責務規定、 そういう形での改正がされようとしているわけですけれども、 その「区域の特性に応じて、 国の施策との整合性に配慮しつつ――この「整合性に配慮しつつ」が加わったところなんですが 個人情報の適切な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及び実施する責 つまり改正法の下でも、 その改正の問題点ということですが、 その区域内での個人情報の政策については、 改正法五条というのがあります。ここ 問題点を考え

ば、 は、 に照らして、 しなくてはならない。 それはむしろ法律の方を見直すべきであるということがいわれているわけです。 個人情報保護法令の見直しを検討すること。要するに、 必要な事項について、 これは当然ながら国に対して言っているわけです。 個人情報の適正な取り扱いに関して条例を制定する場合には、 自治体からの要望が多数派になるような問題があるなら また、 全国に適用され るべき事 それを最大限尊重 ず項に 0

法改正が国会で通るときの附帯決議の中でも、これは衆参ほぼ同じ内容のものがあるのですが、

地域

の特性

議を上げなくてはいけないような問題点もはらんでいたということにもなります。 ですから、そういう前提で法改正というのが成り立っているということになります。 逆にいえば、 こういう附帯決

個人情報保護条例の の改正につい ての問題点を指摘したものとして、 画一化に反対する意見書」というものを発表しております。 昨年の一一月に日弁連が 地方自治と個 人情報保護の観

体の自由を制限するような解釈は改めるべきであるし、こういう解釈を生むような改正法の規定は改めるべきである 要配慮個人情報、 の意見書で、一つは、 オンライン結合等を制限してはいけないとか、 国の機関は条例制定権を尊重するとともに、その時点で国がいろいろ言っているような解 審議会の役割を制限するとか、そういった自治

るべきではないと、 また、併せて、 地方公共団体に対しては、 自主性及び自立性を持って取り組むべきであるということを言っております。 国の解釈にかかわらず、これまでの個人情報保護条例の運用を後退させ

ということを言っています。

なるのではないかということですね は、 てしまうというのは、これはやはり地方自治の本旨に反するものでもあるし、 条例を作らないから困っているという分野についてやるのであれば、必要性はあるのかもしれませんが、 を法律の規定で一律に否定して統一化してしまうというのは、やっぱり相当異例なことなわけで、自治体がなかなか 問題点として、やはりこれはおそらく多くの学者の方もそうお考えだと思いますけれども、こういう既にある条例 むしろ自治体のほうが先行している制度を持っているのに、それを、足を引っ張るような形で法律で一律に決め 条例制定権の不当な制限ということに 実態として

な指摘をしているわけです。 初めに紹介したOECDの 8原則というのがありますけれども、 あれはプライバ シー 保護のため の基

ル社会におけるプライバシーの侵害ということ、そのおそれを考えると、そういうことがないように、つまりデジタ

さらに、デジタル社会の進展のために、

標準化、

統一化が必要だというようなことを言うのですが、

むしろデジタ

ル社会進展にふさわしいプライバシー保護の制度をちゃんと作っていくということこそが必要ではないかというよう

本原則といわれているのですが、きっかけとしては、むしろ個人情報をこれからの社会では積極的に利用しなくては

思います。

のためには邪魔になる個人情報保護制度は縮小するべきであるという流れになってしまっているようで、そこが根本 けないというところから作られたルールなわけです。 イバシー保護の制度を作らなければいけないはずなのですが、 ですから、同じように考えるのであれば、 けないということがあって、ただ、利活用するためには、 個人情報の利活用をより進展させるのであれば、それにふさわし 個人情報のためのきちんとしたルールを作らなけれ しかし、今回の法改正の流れは、 デジタル社会の推進 いプラ

さて、次に、この改正法の施行の段階で大きく関わっています個人情報保護委員会について少し触れていきたいと

的に違うのではないかという印象を持っております。

というふうに考えられてきたわけです。それがようやく二〇一五年になって、 をそのまま全ての自治体に及ぼすということについて主導的な役割を果たしてしまっている。 そこまでは、よかったところではあるんですが、しかし、今回の法改正に関しては、国の行政機関についての もともと個人情報保護のための独立した機関というのは長年待望されていたわけですし、 設置されたことになります。 国際的な水準からも必要 しかも、 個人情)規律

委員会が示す見解というのは、いささか一方的過ぎるのではないか。

前提として、 あるから、 その中では、これこれについては許容されないといった一方的な見解表明が繰り返し出されております。 人情報保護委員会により、 それに従ってもらわなければ困るんですよ、というようなことを繰り返し書いています。 個 人情報保護委員会が一元的な解釈運用機関であると、 ガイドラインやそのQ&A、あるいは事務対応ガイドとい つまり法律の解釈運用は自分たちが決めるので ったも のが 作 られ 7 しかも おりま

そして、今年の初めに行われたガイドライン案への意見募集に対する個人情報保護委員会の回答などを見ると、本

をしているわけです。

は、

えると思います。

当に木で鼻をくくったような紋切り型の対応に終始しています。そこは非常に残念なところです。 報保護の観点で注文を出してくる、 約するという範囲でいえば、分からなくもないわけで、国の各機関がてんでばらばらに地方公共団体に対して個人情 元的な解釈権限というふうにい 助言をするということは、これは駄目だよと、そこはもう個人情報保護委員会に われますけれども、 これは国 の機関の中での解釈権限を個人情報保護委員会に集

集約しましょうよということの範囲であれば、まあ分かるのですが、しかし、基本的に国と自治体との関係というの

限られた範囲でしか国は自治体に関与できないという仕組みに今はなっています。

けで、 は、 い方をしているのは、 いうことはちゃんと書いてあるのですが、それにもかかわらず、そこに書いた見解に違反してはならないといった言 それが技術的助言という制度なわけで、これはあくまで助言ですよと、 あくまで一つの参考意見であるわけで、最終的には、 個人情報保護委員会が取りまとめたガイドラインの中でも、これは自治体に対しては技術的助言ですと 無理があるのではないかと思います。自治体にとっては個人情報保護委員会の見解というの 自治体が自らの責任で決めないといけないということが言 命令ではないよという前提でできてい 、るわ

場合には諮問することができるということで、逆に、そうでない場合は諮問してはいけないというかのような書き方 そもそも限定的な役割しか持ってはいけないということで、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である 報に関する審議会というのは、自治体の中で非常に大きな役割を果たしてきたわけなのですが、改正法一二九条では、 一番大きなポイントになるのは、 審議会等への諮問というところですね。 初めに申し上げたように、 個人情

かも、 その専門的知見が何ぞやということについて、このガイドラインの中では、サイバ ーセキ ユリティに関す

ではなくてはならないのかといった理解をされかねない。 まうと、 る知見といったものを例示しています。 審議会というのは、 セキュリティの専門家によって構成して、セキュリティについてだけ議論するという場 例示だとはいっているのですが、これしか挙げていないので、そうなってし

ます。こういうことも含めて、この法改正に基づく自治体の対応に関する個人情報保護委員会の関与の仕方というの れはもう当然、設置する自治体が決めるべきことですので、本来これによって制限されるという問題ではないと思い しかし、そもそも審議会を何のために設けて、 誰を委員にして、 何を議論するか、 何を諮問するかというのは、こ

は、いささかやり過ぎではないかという感じがあります。

だけの体制ができていないので、委員会への依存をしてはならないのではないかと思います。 るのであれば、それぞれの地域を踏まえた柔軟な対応をしてもらう必要がありますし、また逆に言うと、 るのではないかということがあります。しかし、そういうことでは困るわけで、 応するだけの十分な人的な対応ができていない。そのために、こういったいわば紋切り型の対応になってしまってい 人情報保護委員会に何でも聞きに行って、解決してもらおうという姿勢で臨んでいっても、 その一つの背景としては、個人情報保護委員会の業務というのが、飛躍的に増えていってしまっている。 やはり自治体の条例や運用に関与す 委員会の側には対応する 自治 それに対 体は個

ます。 パネルディスカッションの中でもお話しする機会があるかと思いますので、大方そちらでお話ししようかと思いま を受けてから、 もう一つの項目として、条例改正に向けての各地方公共団体の対応ということもありますが、 ただ、 しかし、 私自身が関与したところで言いますと、 割とハードなスケジュールで議論して、何とか五月末までに議論を取りまとめたというところであ 他の自治体はそこに追い付いていない。むしろこれから議論を始めるかのようなところがあるよう 神奈川県の情報公開・個人情報保護審議会は これ 昨 年一一 iz . う ۲. 月に諮 ては 後

で、その辺は大変危惧をしているところであります。

保護委員会に何でも頼っていくというような姿勢では、おそらく今後の運用は成り立たないであろうと思いますの のその地域の個人情報保護については、あくまで地方公共団体が責任を負わなくてはいけないわけですし、 むしろこれを機会により一層自主的、自立的な取り組みに励んでいただきたいというふうに思っております。 地方公共団体の取り組みの在り方ということで言いますと、今までお話ししてきたように、改正法

2 講演1「神奈川県個人情報保護条例改正に係る審議会答申について」

私からは以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

人見 剛(早稲田大学大学院法務研究科教授)

奈川県の個人情報保護条例改正に係る審議会答申についてご紹介させていただきます。 早稲田大学の人見と申します。 森田先生の基調報告に続きまして、私のほうからは、五月三○日に出されました神

だくことになりました。この報告の中では、私見をあまり交えずに、客観的に答申の内容についてご紹介したいと思 森田先生から、この審議会の会長を務めている関係上、話をするようにとのご指名でしたので、報告をさせていた 私の個人的な見解については、第2部のパネルディスカッションで述べさせていただこうと思います。

である事項、さらに法律に規定のない法定外事項、それから、 ております。その内容を私なりに整理してお話をさせていただきますが、一一月にありました知事の諮問の内容に則 した形で答申は作成されておりまして、まずは、法律上の必要的条例事項について、次に、 答申それ自体は、このシンポの参考資料の九三頁から一二一頁 情報公開制度と関係してくる部分について、情報公開 (後掲資料九三―一二一頁参照)にかけて登載され 法律上、 条例制定が可能